地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院公印規程

平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和5年7月28日

改正 令和5年9月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院(以下「法人」という。)の公印の管理、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(規格及び管守者)

第2条 公印の名称、ひな形、寸法、使用区分、管守者及び個数は、別表のとおりとする。

(保管)

第3条 公印は、管守者が責任をもって保管しなければならない。

(調整及び改廃)

- 第4条 管守者は、公印の新調又は廃止をしようとするときは、公印管理主管部署 長に報告しなければならない。
- 2 公印管理主管部署長は、公印台帳を作成し、整理保存しなければならない。 (使用)
- 第5条 公印を使用するときは、押印しようとする文書を添え、管守者に提示し、 押印しなければならない。

(公印の省略)

- 第6条 公印は、軽易な内容の公文書については、押印を省略することができる。 (印影の印刷)
- 第7条 事務処理上特に必要があると認められる場合は、公印の印影を印刷することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、公印の管理、使用等関し必要な事項は、法人が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月28日改正)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則(令和5年9月28日改正) この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

No	名称	寸法ミリ メートル	使用区分	管守者	個数	印影
1	地方独立行政法人総合 病院国保旭中央病院理 事長	方21mm	理事長名をもって処 理する契約文書(法 務局印鑑登録)	理事長	1	理 旭 病 政 地 中 院 国 総 人 総 会 行 長 保 合 行
2	地方独立行政法人総合 病院国保旭中央病院理 事長	方21mm	理事長名をもって処 理する文書(あらか じめ承認を受けた範 囲の契約文書含む)	総務人事課長	1	地方独立行 政法人総合 病 院 国 保 旭中央病院 理 事 長
3	地方独立行政法人総合 病院国保旭中央病院理 事長	方21mm	理事長名をもって処 理する預金の払出し 等に関わる文書	経理課長	1	理 旭 病 政 地 市 院 从 多 次 法 人 総 立 長 院 保 合 行
4	地方独立行政法人総合 病院国保旭中央病院	方21mm	法人名をもって処理 する文書	総務人事課長	1	地方独立行 政法人総合 病院国保旭中央病院
5	総合病院国保旭中央病 院印	方24mm	課長専決事項につい て処理することがで きる文書	広報患者相談 課長	1	央国総病保合院旭病印中院
6	旭中央病院附属看護専 門学校	方45mm	学校名をもって処理 する卒業証書	学校長	1	旭中央病院附属 看護専門学校
7	旭中央病院附属看護専 門学校	方21mm	学校名をもって処理 する文書	学校長	1	旭中央病院附属看護専門学校

8	総合病院国保旭中央病 院長	方18mm	病院長名をもって処 理する文書	総務人事課長	1	総 合 病 院 国 保 旭 中 央 病 院 長
9	総合病院国保旭中央病 院医事用印	方18mm	課長専決事項につい て処理することがで きる文書	医事課長	1	総 合 病 院 国 保 旭 中 央 病 院 医 事 用 印
10	旭中央病院附属看護専 門学校長	方18mm	学校長名をもって処 理する文書	学校長	1	旭中央病院附属看護専門学校長
11	シルバーケアセンター 施設長之印	方18mm	施設長名をもって処 理する文書	施設長	1	シルバーケア セ ン タ ー 施 設 長 之 印
12	ケアハウス東総園施設 長之印	方18mm	施設長名をもって処 理する文書	施設長	1	ケアハウス 東総園施 設長之印
13	旭中央病院附属飯岡診 療所長之印	方18mm	所長名をもって処理 する文書	医事課長	1	旭 中 央 病 院 附 属 飯 岡診療所長之印

14	訪問看護ステーション 旭こころとくらしのケ アセンター施設長之印	施設長名をもって処 理する文書	施設長	1	訪 周 看 護
15	総合病院国保旭中央病 院長麻薬・覚せい剤原 料専用之印	病院長名をもって処 理する麻薬関係の手 続き文書	麻薬管理者	1	総合病院 国保 旭中央病院長 麻薬・覚せい剤 原料専用之印